

議案第 1 7 8 号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和 3 0 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項を次のように改める。

- 4 占有面積若しくは占有の長さが 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは占有の長さに 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第 2 条第 6 項中「及び第 3 項」を「から第 4 項まで」に改める。

第 3 条第 5 項中「とき」の次に「（零であるときを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に占有の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占有をし、かつ、その占有の期間が 1 月未満である場合にお

ける当該許可に係る占用料（１日を単位として定めるものを除く。）の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

道路占用料の額を算出する基礎となる面積等の端数処理の方法を変更すること等のため、この条例を制定するものである。